

岐阜県環境影響評価条例施行規則（平成七年岐阜県規則第六十七号）新旧対照表

目次 略  
第一章から第七章まで 略  
附則 略

別表第一（第三条関係）

事業の種類	要件	
	内容	規模等
……………	……………	……………
十一 条 例 別 表 第 十 一 号 に 掲 げ る 事 業	1 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号の建築物(都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域(以下「商業地域」という。)に建築するものを除く。)の建築	接する地盤からの高さ が六十メートルを超えるもの
	2 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百三十八条の工作物(商業地域に建設するもの又は仮設のもの(設置期間が三年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し、又は除去することができるものに限る。)を除く。)の建設	接する地盤からの高さ が六十メートルを超えるもの

別表第二及び別表第三 略  
別記第一号様式から別記第二十一号様式まで 略

目次 略  
第一章から第七章まで 略  
附則 略

別表第一（第三条関係）

事業の種類	要件	
	内容	規模等
……………	……………	……………
十一 条 例 別 表 第 十 一 号 に 掲 げ る 事 業	1 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号の建築物(都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域(以下「商業地域」という。)に建築するものを除く。)の建築	接する地盤からの高さ が五十メートル以上のもの
	2 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百三十八条の工作物(商業地域に建設するもの又は仮設のもの(設置期間が三年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し、又は除去することができるものに限る。)を除く。)の建設	接する地盤からの高さ が五十メートル以上のもの

別表第二及び別表第三 略  
別記第一号様式から別記第二十一号様式まで 略

